

# 平成27年度 第3回 久留米市地域公共交通会議 議案等

## 《協 議》

- |               |   |       |      |
|---------------|---|-------|------|
| <u>協議</u> 第6号 | 北野地域よりみちバスの事業計画（案）について                  | ----- | P 1  |
| <u>協議</u> 第7号 | 久留米市地域公共交通再編実施計画（素案）<br>修正業務委託の随意契約について | ----- | P 9  |
| <u>協議</u> 第8号 | 地域公共交通調査事業（計画推進事業）補助金の交付申請について          | ----- | P 12 |

## 《報 告》

- |       |                        |       |      |
|-------|------------------------|-------|------|
| 報告第5号 | 城島地域よりみちバスの検討状況について    | ----- | P 14 |
| 報告第6号 | 久留米市地域公共交通網形成計画の策定について | ----- | P 18 |

協議第6号

## 北野地域よりみちバスの事業計画（案）について

北野地域よりみちバスの事業計画（案）について、別紙のとおり承認を求める。

平成27年10月15日提出

久留米市地域公共交通会議

会長 深井 敦夫

# 北野地域よりみちバス事業計画（案）

## 1. 目的

北野地域において、既存公共交通を補完・連携し、自動車を自由に運転することができない高齢者等の移動制約者に対する買物や通院などの日々の移動手段を確保する。

## 2. 事業主体

久留米市

## 3. 運行主体

道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バスの許可）  
【福岡県筑後地区タクシー協会に業務委託を行い、協会加入のタクシー事業者が運行】

## 4. 運行方式

定時定路線方式による運行。一部、予約を必要とし予約時のみ迂回運行する停留所を設置する。

## 5. 運行車両

10人乗り車両 2両

5人乗り車両 予備車両として4両以上（10人乗り車両が使用できない場合の予備車両及び追走便、彼坪・沖田便での使用を予定）

車両は、一般乗用旅客事業者運送事業〔タクシー〕に供する車両と併用する。

## 6. 運行日と運行期間

### 1) 運行日

月曜～土曜（運行区域を2つに分け隔日運行〔日程A、日程B〕で運行）

日程	運行曜日	主な運行校区	便名と運行本数
日程A	月曜・水曜・金曜	大城校区	大城便：7便（往復4，循環3）
		金島校区	金島便：12便（往復11，循環1）
日程B	火曜・木曜・土曜	北野校区	北野便：6便（循環6）
		弓削校区	弓削便：7便（循環7）

### 2) 運休日

※表中の「往復」は往路又は復路の片側で1便と計数

日曜、祝日

お盆（8月13日～15日）及び年末年始（12月31日～1月3日）

## 7. 停留所位置・運行範囲 【資料2 参照】

- ・北野地域全域（旧北野町）
- ・善導寺校区の一部（プラザ善導寺、ぜんどうじ整形外科）
- ・宮ノ陣校区の一部（古賀茶屋駅）
- ・大刀洗町の一部（大堰駅、Aコープ大刀洗店）

### 校区別よりみちバス停留所数

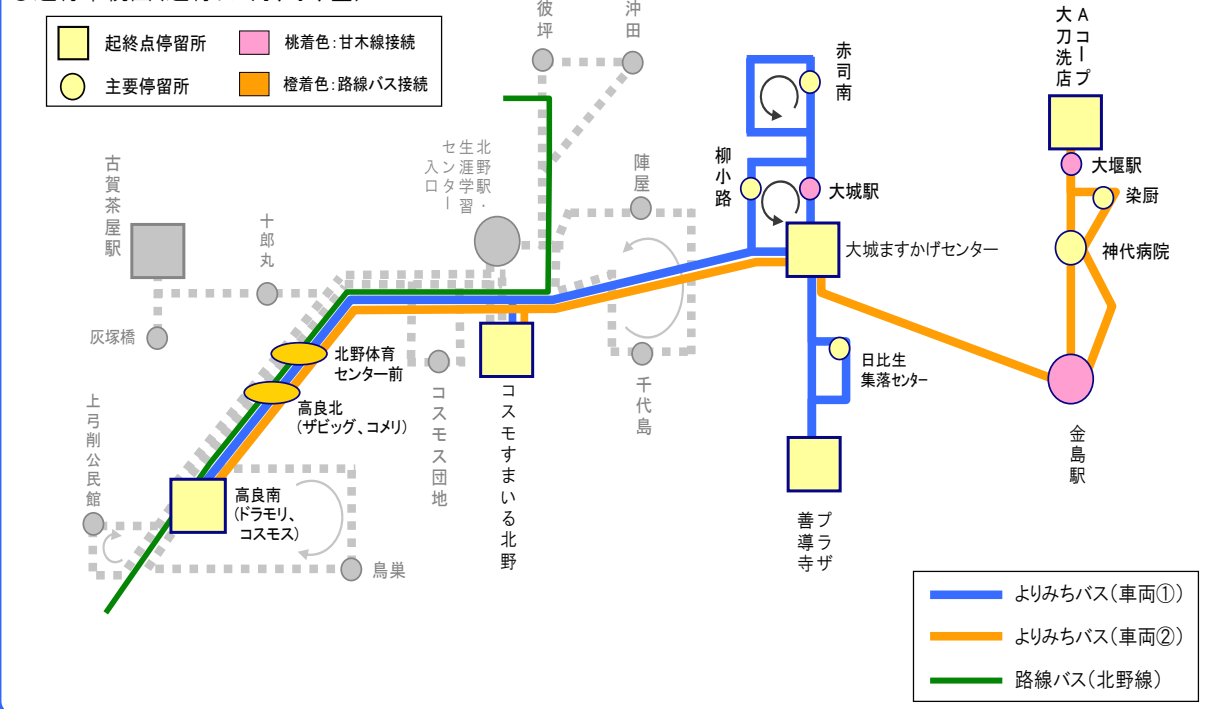
校 区	弓削校区	北野校区	大城校区	金島校区
通常バス停	11	24	28	18
要予約バス停	0	3	2	1
校区合計	11	27	30	19
総 数	87(通常81 要予約6)			

※通常バス停: 通常の運行(路線定期運行)で停車するバス停

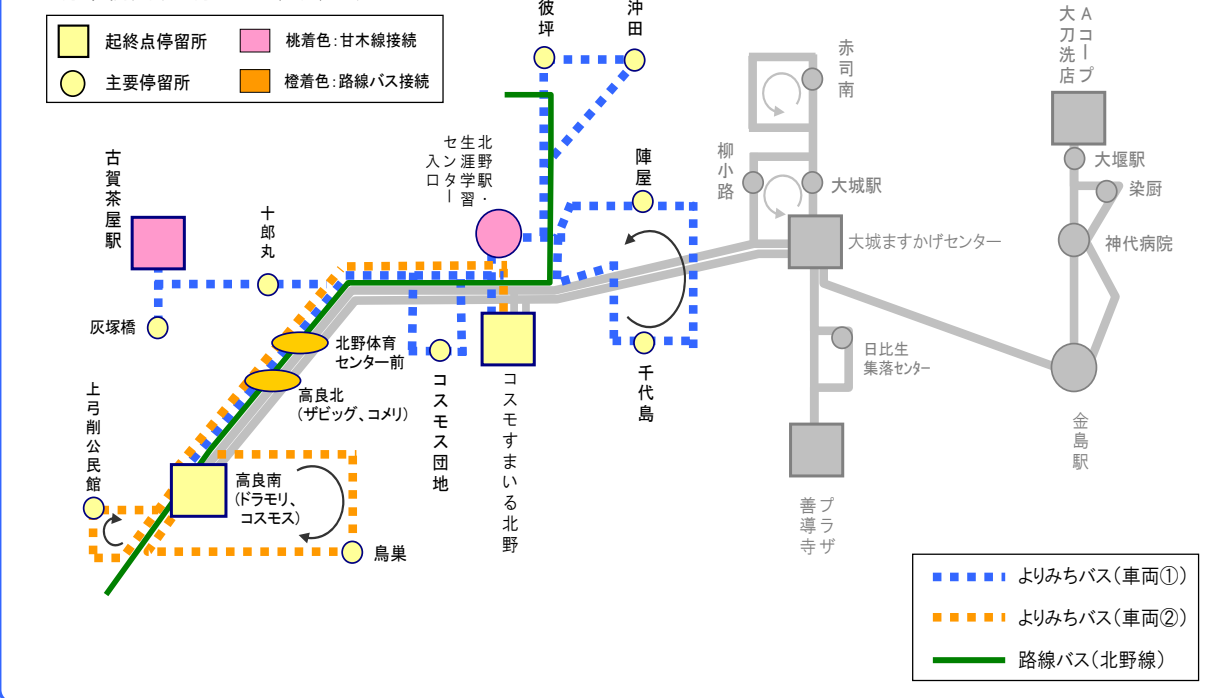
※要予約バス停: 利用するためには予約が必要となるバス停(予約があった場合にのみ定路線から迂回運行して停車する)

## 8. 運行系統

### ●運行系統図(運行日:月、水、金)



### ●運行系統図(運行日:火、木、土)



## 9. 運行ダイヤ 【資料2 参照】

別紙 資料2に記載

## 10. 運賃等

### 1) 運賃

#### ① 1回利用 200円

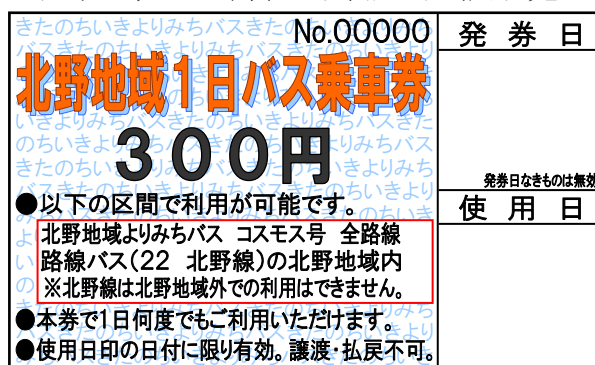
《ただし、次の方は100円で利用可能》

- ◆小学生及び未就学児（未就学児は保護者同伴で無料）
- ◆障害者の方（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳提示）
- ◆運転経歴証明書提示者（運転免許自主返納者）
- ◆路線バス、鉄道の定期券提示者（北野地域内及び古賀茶屋駅が起終点のもの）
- ◆西鉄バスグランドパス65提示者 ※定期券類は有効期限内のものに限る

#### ② 北野地域1日バス乗車券 300円

○1日乗車券はよりみちバス、路線バス（北野線）で利用可能

○路線バスは北野地域内の乗降のみ利用可（両筑苑～石崎間の乗降）



### 2) 1日バス乗車券の使用方法

○1日バス乗車券は、運行事業者が発行、管理する。

#### [1日バス乗車券の使用方法と事業者対応]

状況	利用者	事業者
発券時	○乗車券は次の場所で購入する。 ①よりみちバス車内 ②よりみちバス運行事業者事務所 ③その他事業者が指定する場所 ※路線バス車内では販売しない	○発券日欄に発券日印を押印し、代金と引き換えに利用者に渡す(購入日と使用日が同じ場合には使用日欄に使用日印を押印)。
初回利用時	○降車時に運転手に1日バス乗車券を提示し、使用日欄に使用日印を押印してもらう。	○使用日欄に使用日印を押印し、利用券を利用者に返す。 ○運行管理簿等に利用実績を記録する。
2回目以降利用時	○降車時に運転手に乗車券を提示する。	○運行管理簿等に利用実績を記録する。

## 1 1. 利用方法

### 1) よりみちバスの乗降方法

[よりみちバスの乗降方法と事業者対応]

状 況	利用者	事業者
乗車時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運行ダイヤを確認し、通過時刻前にバス停前で待つ。</li> <li>○バスが来て扉が開いたら乗車。</li> <li>○運転手に『行き先(降車バス停)』を告げて座席に座る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バス停に利用者を確認したらバス停に停車し扉を開ける。</li> <li>○利用者から『行き先(降車バス停)』を聞き取り、乗車バス停と共に運行管理簿に記録する。</li> <li>○安全確認を行い出発。</li> </ul>
降車時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○降車バス停に着いたら車両が完全に停止してから席を立つ。</li> <li>○運転手に運賃を支払い下車する(1日乗車券を利用する場合は、乗車券を購入する)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○降車バス停が近づいたらアナウンスを行う。</li> <li>○降車バス停に停車。</li> <li>○利用者から運賃を収受(又は1日バス乗車券を確認)。</li> <li>○運転記録簿に運賃種別を記録。</li> </ul>

### 2) 「要予約バス停」の利用方法

【要予約バス停から乗車する時】：乗車したい便が「要予約バス停」を通過する1時間前までに運行事業者（幹事事業者）に電話する（乗車時刻が10時よりも早い場合は前日までに電話予約が必要）。

【要予約バス停へ 降車する時】：乗車時に運転手へ告げる。

#### 彼坪・沖田 からの利用について・日程B(北野便)で運行

彼坪・沖田:よりみちバスのルートから大きく外れた要予約バス停

○彼坪・沖田から予約があった場合、5人乗り車両（セダン型タクシー）にて迎車し、コスモすまいる北野まで輸送する。その後、北野循環系統の車両に乗り換えて目的地まで移動する。予約は利用の前日17時までを基本とする。

○彼坪・沖田に帰る場合、北野循環系統の運行に合わせて、コスモすまいる北野から5人乗り車両で輸送する。

### 3) 乗車定員に達し利用者が乗り切れなかった場合の対応

○よりみちバス車両の乗客定員は9名であるため、乗車定員に達して乗り切れない場合は、5人乗り車両（セダン型タクシー）を使い追走便を運行する。

## 1 2. 愛称等

### 1) 愛 称

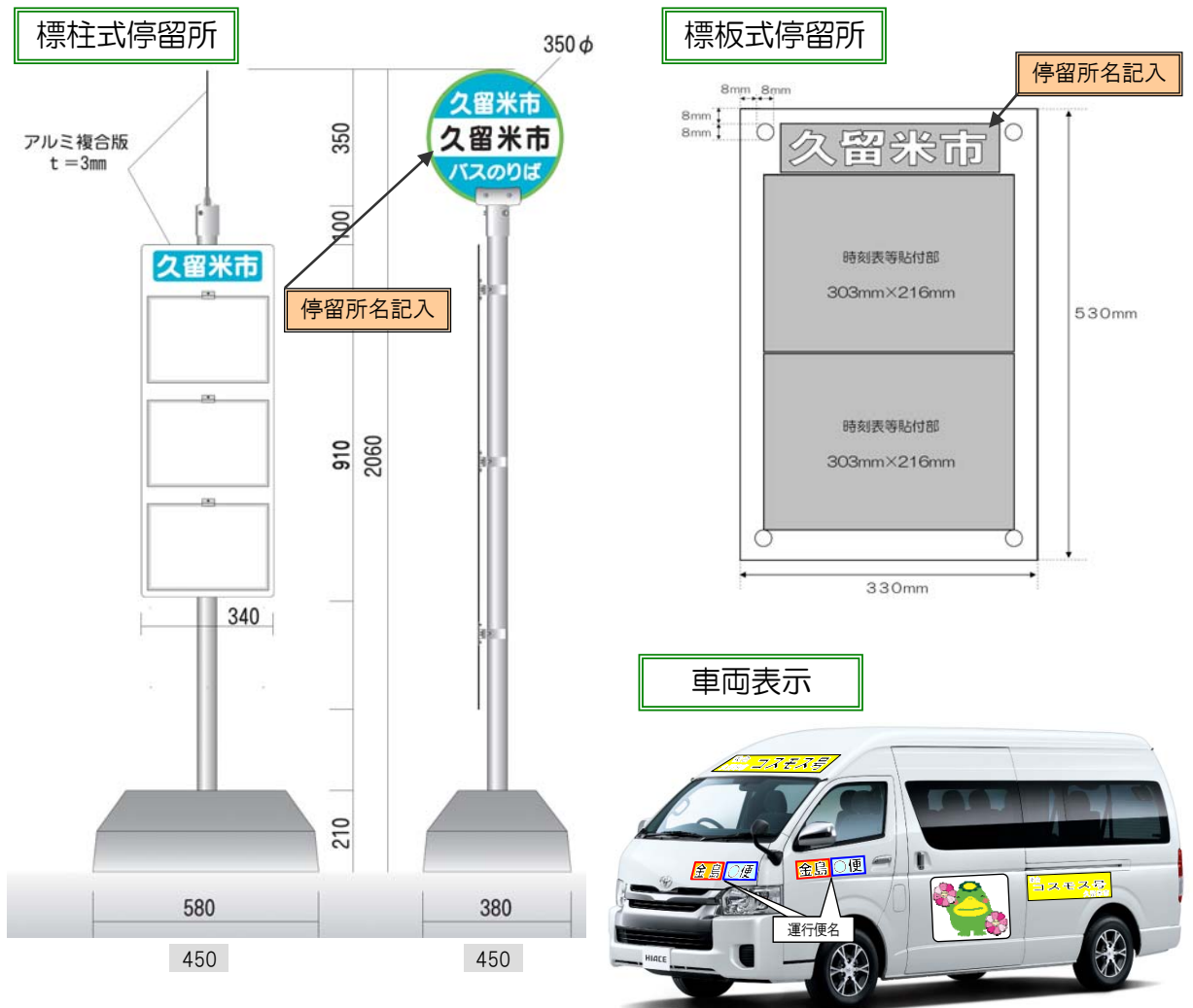
○ コスモス号 (北野地域よりみちバスを「コスモス号」と呼ぶ)

### 2) シンボルマーク



※愛称、シンボルマークは、運行する車両や利用案内、時刻表等に使用する。

## 1 3. 停留所、車両表示





## 【参考①】 利用目標

### 1) よりみちバス（コスモス号）の利用者数

#### ■ 目 標

1便あたり 1.5人以上（循環系統は3.0人）・・・[1日35人程度]

#### ■ 設定根拠

○よりみちバス（コスモス号）は乗りあって乗車する「乗合」事業であり、最低でも1便あたり1人以上（乗りあった状態）での運行を目指す。

#### 【試算】

- ・大城便（月・水・金）往復4便，循環3便 →利用目標12人/日
- ・金島便（月・水・金）往復11便，循環1便→利用目標19.5人/日
- ・北野便（火・木・土）循環6便 →利用目標18人/日
- ・弓削便（火・木・土）循環7便 →利用目標21人/日

⇒ 1日あたりの利用目標者数は約35.3人（平均）  
（年間運行日数を293日とすると）

⇒ 1年間の利用目標者数約10,340人

参考 H19年度城島地域コミュニティバス総利用者数3,558人  
1日あたり11.4人（1台での運行）

### 2) 路線バス北野線での1日乗車券の利用者数

#### ■ 目 標

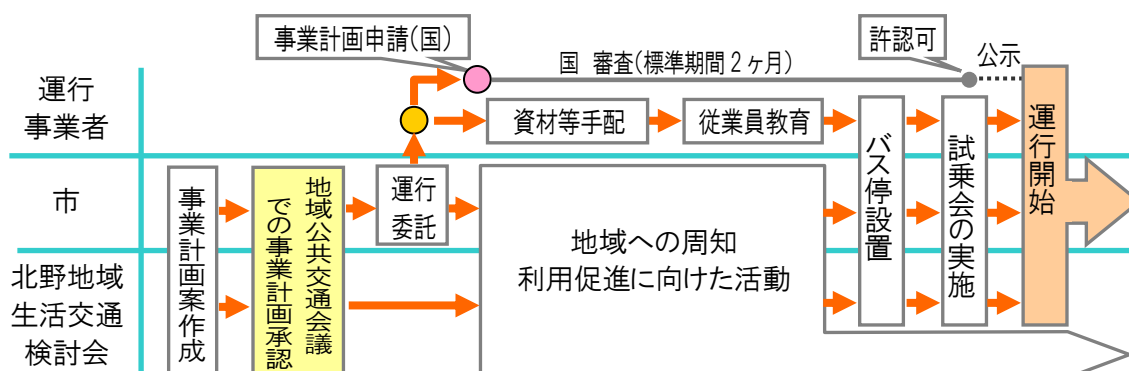
1日あたり10人以上

#### ■ 設定根拠

○平成25年の乗り込み調査時の北野地域内（両筑苑～石崎間）の北野線利用者数は「7人」であり、既存の利用者に新たな利用者として3人を加えた10人（現状比約140%）以上の利用を目指す。

参考 H25年乗り込み調査時の1日の北野線利用者数 338人

## 【参考②】 運行開始までの流れ



協議第7号

**久留米市地域公共交通再編実施計画（素案）修正業務委託の随意契約について**

久留米市地域公共交通再編実施計画（素案）修正業務委託を随意契約することについて、別紙のとおり承認を求める。

平成27年10月15日提出

久留米市地域公共交通会議  
会長 深井 敦夫

# 久留米市地域公共交通再編実施計画（素案）修正業務委託の随意契約について

## 1. 協議事項

昨年度作成した久留米市地域公共交通再編実施計画（以下、「再編実施計画」という。）（素案）の修正調査業務について、昨年度業務（再編実施計画策定調査業務）を実施した株式会社ケー・シー・エス九州支社と随意契約することについて承認を求める。

### 【随意契約理由】

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(抄) 随意契約によることができる場合：競争入札に付することが不利と認められるとき

- 本業務は、昨年度実施した再編実施計画素案の修正業務として引き続き行う業務であり、随意契約とすることにより、昨年度調査時に得られた結果だけでなく、結果（数値）に現れない知見（関係者との折衝等）を有効に活用することができ、効率的に業務が進められる。
- 更に、再編実施計画素案作成の過程・意図等を熟知しているため、業務における協議・打合せの工期短縮と経費削減が期待でき、適正かつ円滑な業務が確保できる。

## 2. 調査（業務委託）の概要 [詳細は参考資料2参照]

再編実施計画素案に整理している路線見直し（再編）に向けた取り組みの方向性を基に、昨年度の調査から継続して調査・検討を進める。

### 1) 潜在的な需要への対応

現状の放射状の公共交通ネットワークでは対応できない“潜在的な移動需要”への対応に向けた検討を行う。平成26年度の調査では、住民や主要施設利用者・従業員からのアンケート調査を行っており、これらのアンケート結果を基に路線見直しの可能性を検討する。

### 2) 移動手段の維持・効率化に向けた取り組み

補助対象路線（9路線）を対象に既存の乗込調査結果や運行ダイヤデータ等を用いて、路線の利用促進や見直しを検討する。

特に、よりみちバスの導入を進めている北野地域においては、よりみちバスとの連携や利便性を高める社会実験を検討しており、社会実験中の利用状況調査などから路線変更の可能性を調査する。

### 3) 中心拠点の回遊性向上に向けた取り組み

中心拠点を対象とし、誰もが快適に中心拠点内を移動できる回遊性の高い交通環境の構築に向けた調査検討を行う。特に中心拠点内で相対的に路線バスの利便性の低いエリアに対してはアンケート調査の実施などを行い、路線見直しの可能性を検討する。

### 4) 公共交通空白地域への対応

北野地域において、現在導入を進めているよりみちバスの事業計画について、運行開始後の利用状況等のデータを用いて計画の見直しに向けた方向性を検討する。

## 3. 業務委託費

業務委託費については、交付決定を受けた国庫補助「地域公共交通再編推進事業（再編計画策定事業）補助金」を活用する。

協議第8号

**地域公共交通調査事業（計画推進事業）補助金の交付申請について**

地域公共交通調査事業（計画推進事業）補助金の交付申請について、別紙のとおり承認を求める。

平成27年10月15日提出

久留米市地域公共交通会議  
会長 深井 敦夫

## 地域公共交通調査事業（計画推進事業）補助金の交付申請について

### 1. 協議事項

国土交通大臣に地域公共交通調査事業（計画推進事業）補助金の交付申請を行うことについて承認を求める。

### 2. 交付申請を行う理由

○地域公共交通調査事業（計画推進事業）補助金（以下、「計画推進事業」という。）は、久留米市地域公共交通網形成計画に基づいて実施される利用促進に必要な経費に対する国庫補助（補助対象経費に対し補助率1/2）である。

○本年度実施する路線バス等の利用促進に関する事業のうち、チラシやパンフレット、乗車券の作成費用などについては、計画推進事業の補助対象となることから、補助金交付申請を行う。

### 3. 事業の内容と補助申請額

【 内 容 】 [詳細は参考資料3参照]

- ① 公共交通に関する分かりやすい情報提供の実施（公共交通マップ印刷配布）  
[補助対象経費] ⇒マップの作成、印刷費
- ② 市街地フリー乗車券等の導入の検討（市街地フリー乗車券事業）  
[補助対象経費] ⇒乗車券印刷、ポスター、リーフレット作成費
- ③ 企画乗車券等の新設（バスパック事業）  
[補助対象経費] ⇒乗車券印刷、ポスター、リーフレット作成費

【補助申請額】

2,950,000円（補助率1/2）

[内 訳]

- |               |         |
|---------------|---------|
| ① 公共交通マップ印刷配布 | 1,500千円 |
| ② 市街地フリー乗車券事業 | 800千円   |
| ③ バスパック事業     | 650千円   |

（事業に係る経費について一部調整中であるため、申請額は事業経費確定後に変更予定）

報告第5号

## 城島地域よりみちバスの導入検討状況について

城島地域よりみちバスの導入検討状況について、別紙のとおり報告する。

平成27年10月15日提出

久留米市地域公共交通会議  
会長 深井 敦夫

# 城島地域よりみちバスの導入検討状況について

## 1. 生活支援交通「よりみちバス」の導入について

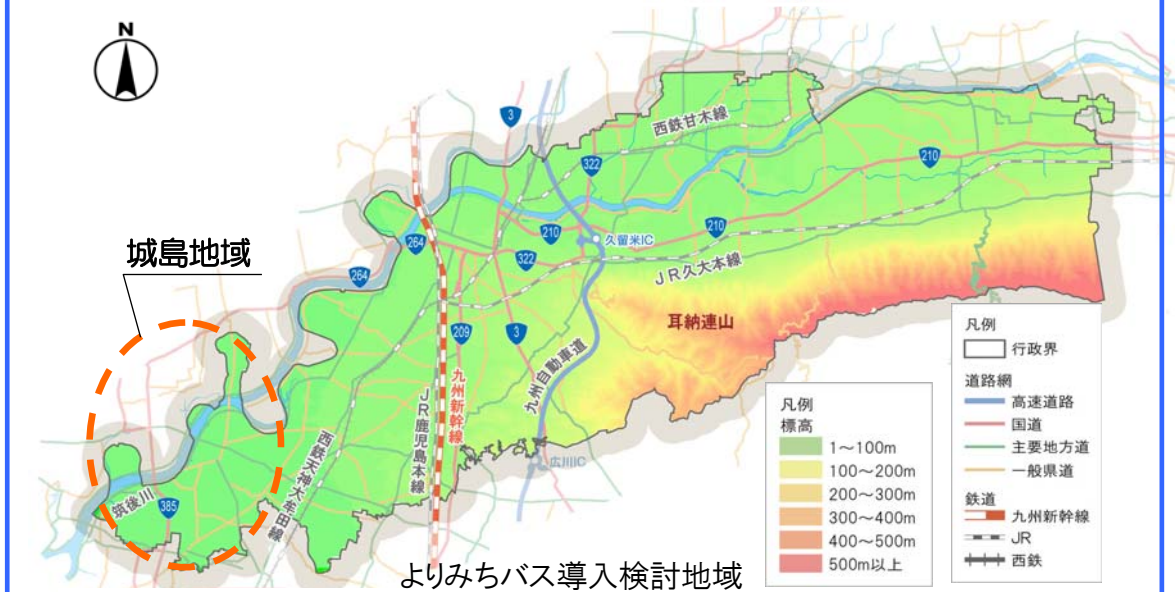
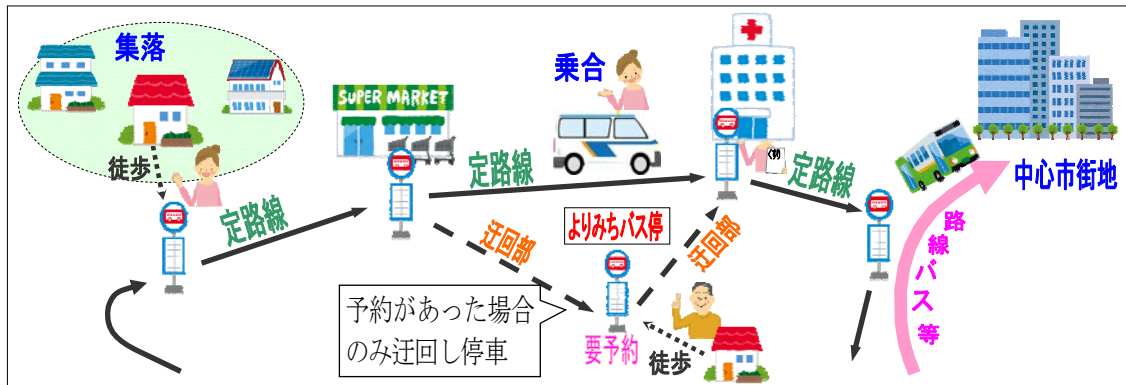
久留米市では、公共交通の利用が不便な地域に対して、コミュニティバスを基本とした生活支援交通「よりみちバス」の導入を進めている。

本年度は城島地域及び北野地域において、「よりみちバス」の導入や運営、利用促進に関する検討を行う生活交通検討会（委員：校区コミュニティ組織代表、児童委員・民生委員、利用者代表〔女性の会、老人会等〕、地域商工会など）を立ち上げていただき、導入に向けた検討を行っている。

### 『よりみちバス』の特徴

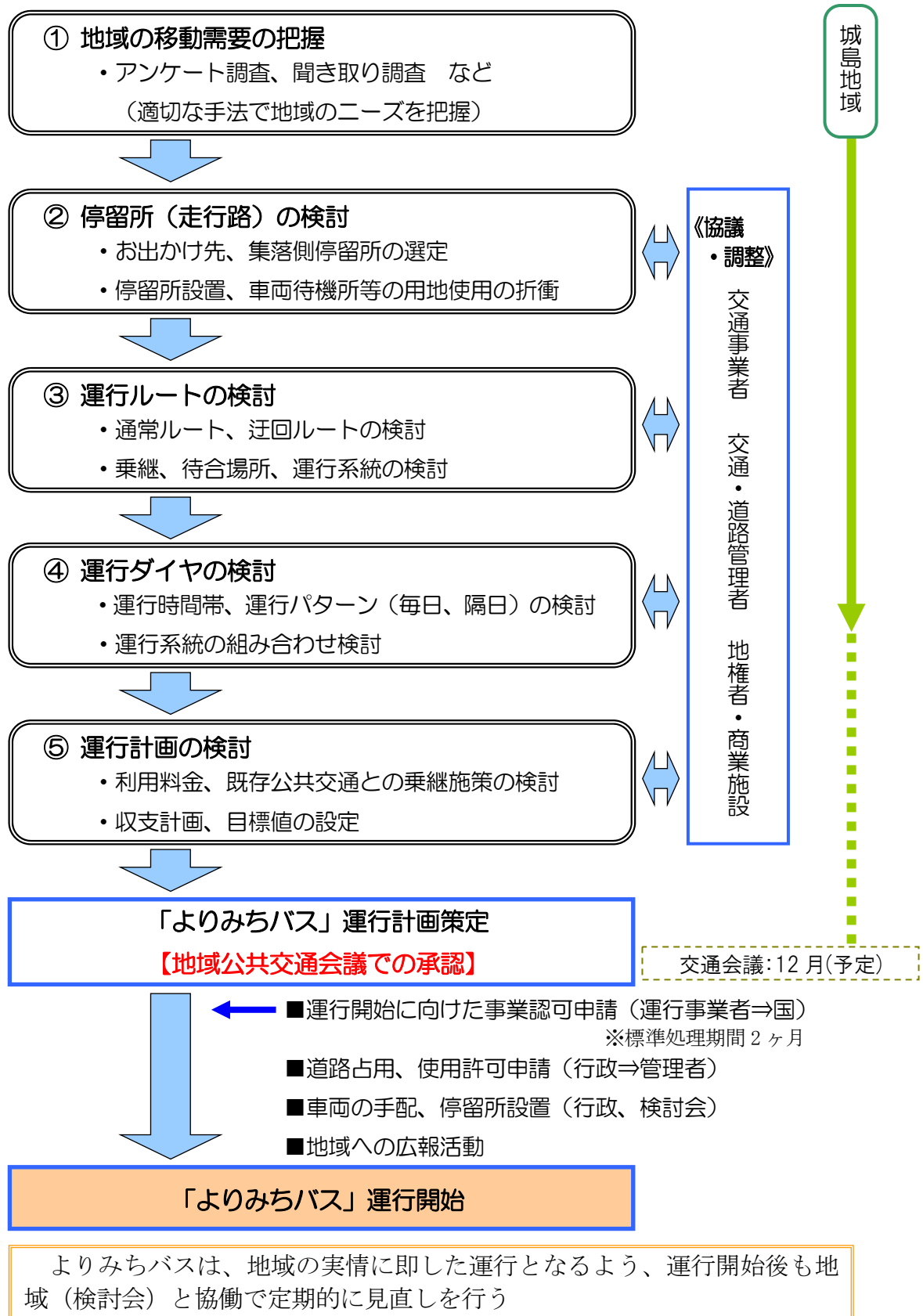
- ① 通常は路線バスと同じく、決まった路線を決まった時間に運行
- ② 決まった路線のバス停以外にも「よりみちバス停」を設置することが可能
- ③ よりみちバス停での利用がある場合は、迂回して運行
- ④ 既存路線バスや鉄道に接続し、中心市街地等へ乗り継いで行ける

### 『よりみちバス』運行イメージ





## 2. 導入までの流れ



城島地域生活交通検討会での取り組み状況

取組み	内 容
H26.9.9 第1回検討会	委員の紹介や検討会の規約の策定、座長の選任等を行うとともに、「よりみちバス」や地域の公共交通に関する説明を行う。
H26.10.15～31 アンケート実施	地域住民の移動実態に関するアンケートを行う。 ・全世帯(約 3,900 戸)配布、回収 597 枚(回収率 15%)
H26.10.27 第2回検討会	これまで城島地域で実施した生活支援交通についての利用状況、課題等について説明
H26.12.18 第3回検討会	アンケート集計結果の報告を行うとともに、停留所設置や運行ルート設定に関する基本事項の説明を行う。
H27.4.22 第4回検討会	各校区からの停留所希望箇所を基に、概略の停留所位置や走行路についてたたきを提示する。
H27.6.1 第5回検討会	停留所位置、走行路のたたきを基に地域と立ち合いを行った結果を報告する。
H27.8.7 第6回検討会	例示した運行系統、ダイヤを基に使いやすい系統や運行時間帯の検討を行う。
H27.10.5 第7回検討会	停留所設置箇所の安全性の確認結果(久留米警察署に立会を依頼)を報告し、一部停留所位置を再検討する。また、地域からの要望に基づき運行系統とダイヤの素案を提示する。

報告第6号

## 久留米市地域公共交通網形成計画の策定について

久留米市地域公共交通網形成計画の策定について、別紙のとおり報告する。

平成27年10月15日提出

久留米市地域公共交通会議  
会長 深井 敦夫

## 久留米市地域公共交通網形成計画の策定について

### ■ 報告事項

久留米市地域公共交通網形成計画を平成27年8月に策定したので報告する。

### ■ 策定日及び策定までの経過

○策定日 平成27年 8月 3日

○策定までの経過

回数/実施日	協議事項
第1回 平成26年6月24日	○法第6条に定める協議会の設置 ○計画策定に関する協議
第2回 平成26年10月3日	○国庫補助(調査事業)交付申請内容の承認
第3回 平成26年10月10日	○計画策定のための業務委託内容についての協議 ○計画の概要についての協議(現状の課題等の説明)
第4回 平成26年1月14日	○計画策定の方針、方向性についての協議
第5回【協議成立】 平成27年3月27日	○計画素案(法定協議会案)について協議、承認 ○久留米市へ素案(法定協議会案)提出
第6回 平成27年6月26日	○法定協議会案を基にした久留米市案について協議 (法第5条第6項に定められた協議)